

資料－３

令和８年６月１０日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議事３】

魚類養殖指導指針の改定について（報告）

鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について

1 改定の背景

(1) 現在の養殖実態との乖離

現行の魚類養殖指導指針は昭和53年4月に施行されて以降、大幅な改正がなされておらず、餌や環境の変化、養殖技術の進歩等により、当時設定された生簀内放養密度や生餌として設定された餌料対策が、現在の養殖実態にそぐわない。

(2) 持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画との関連

令和7年3月の「持続的養殖生産確保法の運用」の改正により、各漁協が定める漁場改善計画における適正養殖可能数量（各漁場において1年間で新たに放養できる尾数）の設定方法について、これまでの国に代わって都道府県が定めることとなり、指導指針との整合を図る必要が生じた。

(3) 近年の環境変動（夏の高水温）への対策

近年の夏場の高水温の影響により養殖魚の成長不良等の影響が出てきており、その対策として生簀の大型化等による薄飼い等が求められている。

2 改定の概要

(1) 「1 養殖漁場の利用について」

- ① 生簀台数の制限から養殖尾数の制限に変更
- ② 単位面積あたりの生簀台数制限の削除

(2) 「2 養殖漁場の管理について」

- ① 漁場の類型評価と適正放養量の設定を廃止
- ② 新たな養殖漁場の環境基準の設定

(3) 「3 養殖管理について」

- ① 生簀内放養量（放養密度）の廃止
- ② 現状に合わせた「餌料対策」と「魚病対策」の見直し

(4) 「4 経営対策について」

項目全体の削除

(5) 「5 魚類養殖適正化のための推進体制について」

軽微な文言修正

鹿児島県魚類養殖指導指針改定（新旧対照表）

改 定 後		改 定 前	
鹿児島県魚類養殖指導指針		鹿児島県魚類養殖指導指針	
趣 旨 本県の魚類養殖業は、恵まれた漁場環境のもとに ブリやカンパチなどの養殖が行われ、ブリ類生産量日本一で、本県の主幹漁業となっている。 しかし、赤潮や魚病の発生、生産コストの増大などにより、魚類養殖業者は不安定な経営を強いられ、赤潮や魚病の発生は、漁場環境の悪化に起因するところが大きいと考えられ、養殖業者、漁場管理者及び関係機関が一体となり、環境の保全及び改善を図ることが求められている。 今後、本県の魚類養殖業の持続可能な振興を図るためには、漁場管理及び養殖管理の適正化を強力に推進していく必要があることから、「鹿児島県魚類養殖指導指針」を定める。	趣 旨 本県の魚類養殖業は、恵まれた漁場環境のもとに着実な伸びをみせ、本県の漁業生産の中で重要な役割を果たしている。 しかしながら、近年、一部の海域では水質は悪化の傾向にあり、異常赤潮の発生や魚病発生の増加とともに、魚価の低迷、生産諸経費の増大などにより、魚類養殖経営は厳しい局面を迎えている。なかでも、魚病や赤潮の発生は過密養殖や漁場環境の悪化に起因することが多く、養殖業者、漁場管理者及び関係機関が一体となり、環境の保全及び改善を図ることが急務となっている。 今後、本県の魚類養殖業の持続可能な振興を図るためには、適正な漁場計画を樹立するとともに、漁場管理及び養殖管理の適正化を強力に推進していく必要があり、その基本的事項を明確にすることを目的として、ここに「鹿児島県魚類養殖指導指針」を定める。	1 養殖漁場の利用について (1) 漁場計画の策定 魚類養殖の特定区画漁業権に係る漁場計画の策定にあたっては、漁場を有効かつ適正に利用するため「特定海域」と特定海域以外の「その他の海域」に分けて行う。 ア 特定海域 垂水市と鹿屋市との境界、旧鹿児島市と旧喜入町との境界を結ぶ線以北の海域（以下「特定海域A」という。）及び指宿市大山崎と山川漁港外港東端を結ぶ線以西の海域（以下「特定海域B」という。）を「特定海域」と定め、当該海域における漁場計画は次のとおりとする。 (7) 特定海域の生簀台数については8m生簀換算で、特定海域Aを2,495台以内、特定海域Bを165台以内とし、その範囲内で漁場計画を策定するものとする。	1 養殖漁場の利用について (1) 漁場計画の策定 魚類養殖の特定区画漁業権に係る漁場計画の策定にあたっては、漁場を有効かつ適正に利用するため「特定海域」と特定海域以外の「その他の海域」に分けて行う。 ア 特定海域 垂水市と鹿屋市との境界、旧鹿児島市と旧喜入町との境界を結ぶ線以北の海域（以下「特定海域A」という。）及び指宿市大山崎と山川漁港外港東端を結ぶ線以西の海域（以下「特定海域B」という。）を「特定海域」と定め、当該海域における漁場計画は次のとおりとする。 (7) 特定海域の生簀台数については8m生簀換算で、特定海域Aを2,495台以内、特定海域Bを165台以内とし、その範囲内で漁場計画を策定するものとする。

改 定 後	改 定 前									
○ 特定海域における 1 年間の新規放養尾数の上限 <table><tr><td></td><td>ブリ類</td><td>マダイ</td></tr><tr><td>特定海域 A</td><td>9, 1 2 8 . 3 千尾以内</td><td>2, 5 6 5 . 3 千尾以内</td></tr><tr><td>特定海域 B</td><td>2 7 4 . 4 千尾以内</td><td>—</td></tr></table> ※当該海域における区画漁業権の免許台数については、漁業権の切替時に策定する海区漁場計画において定める。 (イ) 特定海域で特に環境が悪化している漁場については、放養尾数の削減などを検討する。 イ その他の海域 特定海域以外の各漁場における 1 年間の新規放養尾数は、県の漁場改善計画の認定基準において定めるいずれかの適正養殖可能数量の設定方法のうち、漁場管理者が適当と認める方法で算出した適正養殖可能数量を上限とする。 〔削除〕 (2) 適正な漁場利用 漁場管理者は、潮通しの良いように小割生簀を設置するなど、適正な漁場利用を図るため、区画漁業権の条件で定める生簀設置台数を限度として漁場別の利用計画を定め、養殖業者に行わせるものとする。 〔削除〕 ア 生簀設置台数 有効漁場面積 1 ha 当たりの生簀台数は 8 m 生簀換算で 1 5 台以内とするが、漁場管理者は県が漁場ごとに定める生簀設置台数を限度として養殖業者に行わせること。 (有効漁場面積は水深 5 m 以上の漁場面積とする)		ブリ類	マダイ	特定海域 A	9, 1 2 8 . 3 千尾以内	2, 5 6 5 . 3 千尾以内	特定海域 B	2 7 4 . 4 千尾以内	—	〔新設〕 (イ) 特定海域で特に環境が悪化している漁場については、漁業計画の策定にあたり漁場縮小などを検討する。 イ その他の海域 特定海域以外の漁場計画は、現に漁業権の存する水面の範囲内に策定するものとするが、次の場合には新たな計画を策定することができる。 (7) 沿岸漁場整備開発事業等により造成される漁場 (イ) 地域漁業振興計画等に基づく漁場 魚類養殖に適した漁場環境で、漁業者相互間の責任体制等が確立され適正に養殖が行われると認められる場合 (イ) 漁場環境の悪化に伴い、沖出し又は移設を行うことが適切と認められる場合 (2) 適正な漁場行使 漁場管理者は適正な漁場行使を図るため、次の事項を基本として漁場別の利用計画を定めるものとする。 ア 生簀設置台数 有効漁場面積 1 ha 当たりの生簀台数は 8 m 生簀換算で 1 5 台以内とするが、漁場管理者は県が漁場ごとに定める生簀設置台数を限度として養殖業者に行わせること。 (有効漁場面積は水深 5 m 以上の漁場面積とする)
	ブリ類	マダイ								
特定海域 A	9, 1 2 8 . 3 千尾以内	2, 5 6 5 . 3 千尾以内								
特定海域 B	2 7 4 . 4 千尾以内	—								

改 定 後		改 定 前																												
〔削除〕		イ 生質の配置 小割生質は潮通しの良いように配置し、生質の深さは漁場水深の3分の1以内を基準とすること。 なお、振らせ方式による8m角生質の係留は、原則として2台連結とし、この場合の間隔は最低40mとすること。																												
2 養殖漁場の環境管理について		2 養殖漁場の環境管理について																												
(1) 漁場の水質・底質等の基準 県は漁場環境の維持並びに養殖魚の健全な育成を図るため、漁場管理者及び養殖業者が遵守すべき基準を定める。		(1) 漁場の類型評価 県は漁場環境の維持並びに養殖魚の健全な育成を図るため漁場毎の類型を定め、漁場計画策定及び放養限度量の基準とする。 漁場の類型は、県並びに漁場管理者が行う漁場環境調査の結果に基づき、次の評価表により定める。																												
〔削除〕		漁場環境評価表																												
		<table><tr><th rowspan="2">要素</th><th colspan="2">水 質</th><th rowspan="2">底 質</th><th rowspan="2">平均流速</th></tr><tr><th>C O D</th><th>T - P</th></tr><tr><td>類型</td><td></td><td></td><td>C O D</td><td></td></tr><tr><td>A</td><td>2.0ppm 以下</td><td>0.030ppm 以下</td><td>10mg/g 以下</td><td>3.0cm/s 以上</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td>0.031～0.050ppm</td><td>11～25mg/g</td><td>2.9～2.1cm/s</td></tr><tr><td>C</td><td>2.1～3ppm</td><td>0.051ppm 以上</td><td>26～50mg/g</td><td>2.0cm/s 以下</td></tr></table>		要素	水 質		底 質	平均流速	C O D	T - P	類型			C O D		A	2.0ppm 以下	0.030ppm 以下	10mg/g 以下	3.0cm/s 以上	B		0.031～0.050ppm	11～25mg/g	2.9～2.1cm/s	C	2.1～3ppm	0.051ppm 以上	26～50mg/g	2.0cm/s 以下
要素	水 質		底 質		平均流速																									
	C O D	T - P																												
類型			C O D																											
A	2.0ppm 以下	0.030ppm 以下	10mg/g 以下	3.0cm/s 以上																										
B		0.031～0.050ppm	11～25mg/g	2.9～2.1cm/s																										
C	2.1～3ppm	0.051ppm 以上	26～50mg/g	2.0cm/s 以下																										
		注1) 類型評価は、全ての評価要素に適合すること。 注2) 水質及び底質については、3シーズン連続して、評価要素の一つでも基準を超えたときは、類型評価のランクを下げることにする。 注3) A類型においては、赤潮発生による被害の危険性は少なく、病害によるへい死率も10%以下であること。 注4) T-Pは、鹿児島湾海域だけを対象とし、数値は冬季の漁場中心部表面水の分析値とする。																												
ア 水質 (7) DO（溶存酸素量）が4.0ml/l（5.7mg/l）を上回っていること。		〔新設〕																												

改 定 後	改 定 前
(イ) COD（化学的酸素要求量）が 2.0mg/l 以下であること。 (ウ) 鹿児島湾海域については冬季の全リンが 0.05mg/l 以下であること。 イ 底質 (ア) COD が 20mg/g 乾泥以下であること。 (イ) 硫化物が 0.2mg/g 乾泥以下であること。 (ウ) いけす等の養殖施設の直下の水底において、ゴカイ等の多毛類その他これに類する底生生物が生息していること。 ウ 飼育生物の条件 条件性病原体（連鎖球菌、白点虫等）による年間累積死亡率が、増加傾向にな いこと。 (2) 漁場別放養尾数の確認 〔削除〕 ア 放養限度尾数の設定 漁場管理者は、漁場改善計画で定める各漁場の適正養殖可能数量に基づき、養殖業者別放養限度尾数を定めるほか、毎年魚種別（ハマチ・ブリ、タイ等）魚体別（当年、2 年、3 年等）の養殖計画及び出荷計画を作成し、県に報告すること。 イ 「もじゃこ」の放養尾数 県は 2 の(2)のアの養殖計画及び出荷計画を勘案して「もじゃこ」の放養尾数を決定する。 ウ 行使状況調査の実施 漁場管理者は放養尾数を確認するため、毎年 2 月及び 9 月に行使状況調査を行い、その結果を県に報告すること。	〔新設〕 (2) 適正放養量 ア 類型別放養量 漁場 1 ha 当りの放養量の最高限度は毎年 9 月 1 日現在で A 類型漁場 40 トン、B 類型漁場 32 トン、C 類型漁場 20 トンとする。 各漁場毎の適正放養量は、この範囲内で別表 3 の算式により定める。 イ 漁場別放養量の確認 (ア) 漁場管理者は各漁場毎の適正放養量に基づき養殖業者別放養限度量を定めるほか、毎年魚種別（ハマチ、ブリ、タイ等）魚体別（当年、2 年、3 年等）の養殖計画及び出荷計画を作成し県に報告すること。 (イ) 県は(ア)の養殖計画及び出荷計画を勘案して「もじゃこ」の放養数量を決定する。 (ウ) 漁場管理者は適正放養量を確認するため、毎年 2 月及び 9 月に行使状況調査を行い、その結果を県に報告すること。

改 定 後	改 定 前
また、県は必要に応じ漁場管理者立会いの上、漁場の行使状況調査を実施し、指導する。 (3) 漁場環境の監視 漁場管理者及び養殖業者は、漁場環境のモニタリングなどを行い、常に漁場環境の状況を把握するとともに、漁場の環境維持対策を積極的に行い、魚病発生や赤潮発生の未然防止に努めるものとする。 ア 監視等体制の確立 漁場管理者及び養殖業者は、赤潮発生時などにおける監視及び対応体制を事前に整備し、被害の防止に努めること。 イ 水質、底質状況の報告等 漁場管理者は、漁場別に漁場中央付近の水質、底質を年２回（９月、３月）採取分析し、その結果を県に報告すること。 調査の結果、以下の(7)～(9)の基準に一つでも該当した場合は、給餌を制限又は中止するとともに、２の(1)の基準に回復するまでの間、新規の放養は行わないものとする。 また、鹿児島湾において、水質のCODが基準（2.0mg/l）を超えた場合、給餌を制限又は中止するなど漁場環境の改善に努めること。 (7) 水中におけるDOが2.5ml/l（3.6mg/l）を下回っている。 (8) 水底における硫化物が2.5mg/g乾泥を上回っている (9) 生簀等の養殖施設の直下の水底に、半年以上ゴカイ等の多毛類その他これに類する底生生物（肉眼で確認できるものに限る。）が生息していない。 〔削除〕	(エ) 県は必要に応じ漁場管理者立会いの上、漁場の行使状況調査を実施し、指導する。 (3) 漁場環境の監視 〔新設〕 ア 監視等体制の確立 漁場管理者及び養殖業者は漁場観測等を行い、常に漁場環境の状況を把握しておくとともに、赤潮発生時における監視及び対応体制を事前に整備し、被害の防止につとめること。 イ 水質、底質状況の報告等 漁場管理者は漁場別に漁場中央付近の水質、底質を年２回（９月、３月）採取分析し、その結果を県に報告すること。 なお、CODがC類型の評価基準を超えたとき（水質は3.1ppm以上、底質は51mg/g以上）は、給餌を制限又は中止するとともに、回復するまでの間、新規の放養は行わないものとすること。 また、鹿児島湾において、水質のCODがB類型の評価基準を超えたとき（水質で2.1ppm以上）は、給餌を制限又は中止するものとする。 〔新設〕 (4) 漁場環境の保全 漁場管理者及び養殖業者は、養殖漁場の環境保全のため餌料解凍による汚水や出荷魚の処理汚水が直接漁場内へ流出しないよう、必要な施設等の整備に努めること。

改 定 後	改 定 前										
ウ 漁場の状態の把握等 養殖業者は、漁場の利用実態、漁場のモニタリングの結果等を考慮して漁場の状態を的確に把握し、過密養殖とならないよう、生簀等の養殖施設の規模及び数を管理するとともに、放養尾数又は放養密度を管理すること。また、漁場の海水交換を阻害しないよう、各養殖施設間の一定の間隔の保持など、養殖施設の適正配置を行うこと。 エ 生簀内放養密度等 生簀内の放養密度については、夏季の成層期など漁場環境の厳しい状況では薄飼いを実施し、魚のストレス低減に努めること。 ※ 参考：ブリ類 17kg/m³（令和2～6年の平均放養密度） 【削除】 オ 養殖魚等の点検、観察 (7) 養殖業者は適宜漁場の環境、養殖施設の状況、養殖魚の状態等を点検監視すること。 (イ) 養殖業者は日常、養殖魚等を十分観察して次の事項を記録すること。 ・天候、気温、降雨量、水温、海の状況 ・餌料の種類、投餌量、投餌回数 ・飼育尾数（魚種別、魚体別） ・へい死魚の尾数、状態	3 養殖管理について (1) 飼育管理 養殖業者は漁場利用を適正に行い健全な飼育を図る一方、漁場の環境維持対策を積極的にを行い、魚病発生や異常赤潮発生の未然防止に努めるものとする。 ア 生簀内放養量等 (7) 養殖業者は生簀台数とその配置、放養計画に基づく養殖尾数の厳守、漁場条件を配慮した生簀の規模、材質、構造等の選択、並びに放養量の調整等、健全な飼育に努めること。 (イ) 生簀内の放養量は、漁場環境の良好な漁場で1 m³当たり下表の数値（単位：kg）を最高限度とすること。 なお、その他の魚種については、類似の魚種に準ずること。 魚種別最高限度放養量一覧表（Kg/m³） <table><tr><th>魚種名</th><th>ぶり類</th><th>まだい</th><th>とらふぐ</th><th>しまあじ</th></tr><tr><td>放養量</td><td>8</td><td>6</td><td>4</td><td>6</td></tr></table> イ 養殖魚等の点検、観察 (イ) 養殖業者は適宜潜水して漁場の環境、養殖施設の状況、養殖魚の状態等を点検監視すること。 (イ) 養殖業者は日常養殖魚等を十分観察して次の事項を記録すること。 ・天候、気温、降雨量、水温、海の状況 ・餌料の種類、投餌量、投餌回数 ・飼育尾数（魚種別、魚体別） ・へい死魚の尾数、状態	魚種名	ぶり類	まだい	とらふぐ	しまあじ	放養量	8	6	4	6
魚種名	ぶり類	まだい	とらふぐ	しまあじ							
放養量	8	6	4	6							

改 定 後	改 定 前
(4) 飼餌料の適正な使用 養殖業者は、漁場への有機物負荷を低減するため、給餌量の適正化に努めるとともに、固形配合飼料等有機物負荷の比較的に少ない飼餌料の使用に努めるものとする。 〔削除〕	(2) 餌料対策 餌料代の養殖経費に占める割合は大きく、餌料を効率よく使用し、漁場環境の保全に努めるとともに経営の安定を図るものとする。 ア 餌料の入手及び解凍処理 (ア) 鮮度の良い餌料の共同購入に努め、保蔵についても鮮度保持に十分注意すること、特に餌を解凍したまま投餌する場合はその鮮度が判別し難いので、仕入段階で留意すること。 (イ) 餌料効率の向上を図るとともに環境保全のため凍結餌料の有効利用に努めること。 (ウ) 餌料を解凍して使用する場合は天日解凍を避け、海水、又は真水による散水解凍、浸漬解凍等の方法によること。 (エ) 解凍は陸上又は海上に特設した場所で行い、解凍液は共同処理施設の整備を はかり、直接漁場への流出防止に努めること。 (オ) 解凍は投餌回数ごとに必要量を解凍すること。 イ 調餌及び投餌 (ア) 餌料は魚体の育成状況に見合った大きさに調餌し、その効率化を図ること。 (イ) 餌を凍結したまま割砕する場合は餌の温度等に留意し、できるだけくずがないように配慮すること。 (ウ) 投餌は養殖魚の摂餌状態を見ながら投餌量を調整し、過食させないこと。特に自動給餌機等による投餌には細心の注意を払うこと。又残りの餌料は海中投棄しないこと。 (エ) 1日の投餌量の基準は次表1、2のとおりとするが、適宜投餌を休む日設けること。 (オ) 調餌機器の使用にあたっては事故防止に努め、必要な安全対策を講じること。

〔削除〕

表 1 ハマチ・ブリの基準投与量

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
ハ	月												
マ	平均魚体重 g				10	250		500	700	950	1,170	1,300	
チ	総重量 kg				100	800	2,500	5,000	7,000	9,500	11,700	13,000	
一	1日の投餌率 %				50	30	18	12	9	7	5	3	
万	1日の投餌量 kg				50	240	450	600	595	666	585	390	
尾	年間投餌日数				31	30	31	25	26	26	26	23	
(	年間投餌量 kg				1,550	7,200	13,950	15,000	15,470	17,290	15,210	8,970	
年	平均魚体重 g	1,350	1,450	1,600	1,800	2,200	2,800	3,600	4,200	4,800	5,400	6,000	
魚	総重量 kg	13,500	14,500	16,000	18,000	22,000	28,000	36,000	42,000	48,000	54,000	60,000	
)	1日の投餌率 %	2	1	1	2	2	3	3	4	5	4	3	2
	1日の投餌量 kg	243	174	192	270	440	700	1,080	1,680	2,400	2,160	1,740	1,200
	年間投餌日数	20	15	12	23	26	26	25	26	26	26	20	
	年間投餌量 kg	4,860	2,610	2,304	6,210	11,440	18,200	27,000	42,000	62,400	45,240	24,000	

表 2 マダイの基準投餌量

	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
マ	平均魚体重 g						0.5	5	15	30	55	80	100	
ダ	総重量 kg						5	50	150	300	550	800	1,000	
イ	1日の投餌率 %						20	16	12	9	7	5	3	
ノ	1日の投餌量 kg						1	8	18	27	38.5	32	20	
ス	年間投餌日数						30	30	26	26	26	26	26	
ワ	年間投餌量 kg						30	240	468	702	1,001	832	500	
	平均魚体重 g	105	10	120	140	170	220	270	320	380	430	480	520	
2	総重量 kg	1,050	1,100	1,120	1,140	1,700	2,200	2,700	3,200	3,800	4,300	4,800	5,200	
年	1日の投餌率 %	2	1.5	1.5	2.0	4.0	6.0	7.0	7.0	7.0	6.0	4.0	2.0	
万	1日の投餌量 kg	21	11	18	28	68	132	189	224	266	258	192	104	
尾	年間投餌日数	20	15	15	20	26	26	26	26	26	26	24	22	
	年間投餌量 kg	420	165	270	560	1,768	3,432	4,914	5,824	6,916	6,708	4,608	2,288	
	平均魚体重 g	530	550	580	610	650	700	770	840	910	970	1,030	1,080	
3	総重量 kg	5,300	5,500	5,800	6,100	6,500	7,000	7,700	8,400	9,100	9,700	10,300	10,800	
年	1日の投餌率 %	1.8	1.5	1.5	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0	4.0	3.0	2.5	2.0	
万	1日の投餌量 kg	954	825	87	122	195	260	385	420	384	281	257.5	216	
尾	年間投餌日数	20	15	15	20	26	26	26	26	26	26	26	20	
	年間投餌量 kg	1,908	1,238	1,305	2,440	5,070	7,260	10,010	10,920	9,464	7,566	6,695	4,320	

改 定 後	改 定 前
(5) 養殖施設の適正な管理 養殖施設内の飼育生物の生育環境を良好に維持するため、養殖施設等への付着物の除去や、定期的な網替えを行う。 3 養殖魚の魚病対策について (1) 魚病の予防と対策のための措置 養殖業者は、健康な種苗の確保に努め、周辺の養殖漁場における魚病の発生や分布の状況を注視し、必要に応じ養殖施設等の消毒を行うとともに、次の事項に留意し、魚病の発生予防に努める必要がある。 ア 種苗の選定 (7) 種苗の入手に際しては、健全種苗の確保を図り、必要に応じ薬浴消毒に努めること。 (4) 魚病が発生している漁場から他の漁場へ種苗等を移動しないこと。 (7) 魚病発生の未然防止を図るため、養殖業者は種苗として養殖魚を移入するときは漁協に届け出ることとし、漁協は当該地区で重大な魚病が発生し、感染の恐れがないことを確認すること。 イ 発病時の処置 (7) 養殖業者は養殖魚に異常が発見されたときは、餌止め等の措置を行うこと。 (4) 養殖業者は魚病が発生した場合、速やかに水産技術開発センターに報告し、診断に基づく対策など指導を受けるよう努めること。 (7) 水産用医薬品を使用する場合は、使用基準を厳守すること。 (エ) 水産用医薬品の海中への流出を防止するため、薬剤を展着した飼料は生質の魚が全量を食べきれぬ量に調整するなど工夫すること。	〔新設〕 (3) 魚病対策 魚病による被害は年々増加しており、今後の魚類養殖の経営に大きな障害となることが予想される。したがって適正な漁場利用や飼育管理とともに、次の事項に留意し、魚病防止に努めるものとする。 ア 種苗の選定 (7) 種苗の入手に際しては、健全種苗の確保を図り、必要に応じ薬浴消毒に努めること。 (4) 魚病が発生している漁場から他の漁場へ種苗等を移動しないこと。 (7) 魚病発生の未然防止を図るため、養殖業者は種苗として養殖魚を移入するときは漁協に届け出ることとし、漁協は当該地区で重大な魚病が発生し、感染の恐れがないことを確認すること。 イ 発病時の処置 (7) 養殖業者は養殖魚に異常が発見されたときは、速やかに漁協に届け出るとともに餌止め等の緊急措置を行うこと。 (4) 漁協は養殖業者から届出を受けた場合、速やかに水産技術開発センター、地域振興局等に通報し、的確な診断に基づく対策をとるよう、養殖業者を指導すること。 (7) 水産薬を使用する場合は、水産薬使用基準を厳守すること。 (エ) 水産薬を効率的に使用するため、配合飼料や展着剤と混合して投与するなど、薬剤の海中への流出防止を図ること。

改 定 後	改 定 前
(オ) 養殖業者は、飼育日誌により常に養殖魚の数量等を的確に把握しておくとともに、魚病発生及び投棄等の記録も整備しておくこと。 (カ) 漁協は魚病のまん延防止のため、ワクチン等の対策を講ずること。 (キ) へい死魚は速やかに取り上げ陸上で焼却処分等に付すること。 (2) 特定疾病^(注1)または新疾病^(注2)のまん延防止を図るための措置 魚場管理者及び養殖業者は、可能な限り初期の段階で特定疾病等のまん延防止を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。 ア 異常魚類発見時の迅速な処理 養殖魚に、従来の疾病とは明らかに異なる異常を発見した場合には、水産技術開発センター、地域振興局の魚類防疫員等に迅速に報告するとともに、直ちに異常を呈する飼育群の移動を制限するなど、他への感染を防止するための措置を講じること。 イ 魚類防疫員等への協力 病原体の侵入経路に関する資料の提供、立入検査への協力など、魚類防疫員等が実施する一連の調査に協力すること。 (3) その他養殖場の改善及び疾病のまん延防止に関する重要事項 ア 養殖漁場の改善及び疾病のまん延防止を図るための体制の整備 養殖漁場の改善及び疾病のまん延防止を図るうえで、近隣の地域など一体的に管理することが適当であると考えられる海域においては、必要に応じ、関係する漁協等からなる連絡・協議のための組織の設置を検討すること。 イ 養殖用資材の選定・使用に際しての環境保全等への配慮 水産用医薬品や漁網汚汚剤等資材の選定・使用に当たっては、環境の保全や養殖魚の健全性に十分に配慮すること。	(オ) 養殖業者は、飼育日誌により常に養殖魚の数量等を的確に把握しておくとともに、魚病発生及び投棄等の記録も整備しておくこと。 (カ) 漁協は魚病が蔓延もしくは蔓延の恐れがある場合は、県等の指導をうけ地域一斉投棄等対策を講ずること。 (キ) へい死魚は速やかに取り上げ陸上で焼却処分等に付すること。 〔新設〕

改 定 後	改 定 前
〔削除〕 4 魚類養殖適正化のための推進体制について (1) 魚類養殖協議会の設置 県は魚類養殖に係る漁場環境の健全な発展を推進するため、関係業界代表者、学識経験者、県及び市町村職員からなる「鹿児島県魚類養殖協議会」を設置し、次の事項を協議する。 ア 養殖漁場の水質及び環境の保全に関する事項 イ 魚類養殖の放養尾数等の適正基準に関する事項 ウ 養殖技術の改善普及に関する事項 エ 魚病及び赤潮等の対策に関する事項 オ 養殖業の生産目標及び種苗の需給調整に関する事項 カ その他養殖業の漁場環境に関して必要な事項 (2) 指導体制の整備 ア 漁協は漁場管理のための組織を整備し、この指針の周知励行に努めること。 イ 県かん水養魚協会は養殖業の健全な発展を図るため、会員相互、関係機関との連携強化、情報収集につとめるほか、指針の各事項について傘下会員の指導に努めること。	4 経営対策について (1) 流通対策 漁協等は系統共販体制の確立強化と円滑な流通を図るための市場の開拓、拡張に努めるとともに、漁協別生産目標の設定による出荷計画の円滑化を図ること、又、消費者の嗜好に応じた生産物の供給体制を確立すること。 (2) 経営改善 系統組織を利用した餌料等の共同購入、施設等の共同設置、協業化や事業資金の系統利用を促進し、経費の軽減を図るとともに、その対応策を確立すること。 また、事故災害に備えて養殖共済への全面加入を図ること。 (3) 協業化の促進 養殖漁場の環境管理については、漁場環境の監視、漁場環境改善事業の実施、解凍処理の適正化等共同作業が必要とされることが多いことから積極的に協業化を促進すること。 5 魚類養殖適正化のための推進体制について (1) 魚類養殖協議会の設置 県は魚類養殖に係る漁場環境の正常化及び養殖業の健全な発展を推進するため、関係業界代表者、学識経験者、県及び市町村職員からなる「鹿児島県魚類養殖協議会」を設置し、次の事項を協議する。 ア 養殖漁場の水質及び環境の保全に関する事項 イ 魚類養殖の放養量等の適正基準に関する事項 ウ 養殖技術の改善普及に関する事項 エ 魚病並びに赤潮等の対策に関する事項 オ 養殖業の生産目標並びに種苗の需給調整に関する事項 カ その他養殖業の漁場環境並びに経営改善に関して必要な事項 (2) 指導体制の整備 ア 漁協は漁場管理のための組織を整備し、この指針の周知励行に努めること。 イ 県かん水養魚協会は養殖業の健全な発展を図るため、会員相互、関係機関との連携強化、情報収集につとめるほか、指針の各事項について傘下会員の指導に努めること。

改 定 後	改 定 前
附 則 この指針は、昭和 53 年 4 月から施行する。 附 則 この指針は、昭和 58 年 4 月から施行する。 附 則 この指針は、昭和 63 年 11 月から施行する。 附 則 この指針は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この指針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 この指針は、昭和 53 年 4 月から施行する。 附 則 この指針は、昭和 58 年 4 月から施行する。 附 則 この指針は、昭和 63 年 11 月から施行する。 附 則 この指針は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 〔新設〕

改 定 後	改 定 前
〔削除〕 第1 国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部に発生している養殖水産動物の伝染性疾病であって、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがある疾病をいう。（持続的養殖生産確保法第二条第2項） （注2 その病状が、既に知られている伝染性疾病と明らかに異なる養殖水産動植物の疾病をいう。（持続的養殖生産確保法第十二条）	別表3 適 正 養 殖 積 算 式 S 免許漁場面積内適正放養量 $\sqrt{A} \cdot D \cdot v = g$ $g (\overline{C_o} - C_o) = k W_T$ $W_T = \frac{\sqrt{A} \cdot D \cdot v (\overline{C_o} - C_o)}{k}$ （注）$\sqrt{A}$：漁場面積を正方形にしたときの一辺の長さ（100 m） D：イケスの深さ………利用水深10 mとする。 v：平均流速 m / hr g：単位時間当り流量 $\overline{C_o}$：外海のDO（ppm）→飽和量の85% WT27℃ Cg19%のとき飽和量6.83 ppm×0.85＝5.80 ppmとする。 C_o：漁場内のDO量、夜明け前のDO量を5.5 ppm以上としたい。 k：呼吸速度 g / kg / h 0.9 とする。 WT：漁場内適正放養量 kg $W_T = \frac{100 \times 10 \cdot v (5.8 - 5.5)}{0.9}$ 〔新設〕